

福島市介護保険施設等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第115条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の33の規定に基づき、居宅サービス等、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の内容並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求又は法第115条の45の7の規定に基づき、第1号事業の内容並びに第1号事業支給費に係る費用の請求に関する監査についての基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第2条 監査は、第3条で規定する介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、市長が条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定基準違反等」という。)、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者(以下「利用者等」という。)について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき福島市(以下「市」という。)が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)において、市が当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「立入検査等」という。)を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として実施する。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次に掲げる事業者、設置者及びその従業者(以下「介護保険施設等」という。)とする。

- (1)法第45条及び第57条に規定する住宅改修事業
- (2)法第70条及び第72条に規定する指定居宅サービス事業
- (3)法第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業
- (4)法第79条に規定する指定居宅介護支援事業
- (5)法第86条に規定する指定介護老人福祉施設
- (6)法第94条に規定する指定介護老人保健施設
- (7)法第107条に規定する介護医療院

- (8)法第 115 条の 2 に規定する指定介護予防サービス事業
- (9)法第 115 条の 12 に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業
- (10)法第 115 条の 22 に規定する指定介護予防支援事業
- (11)みなし指定居宅サービス事業(法第 71 条、介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号)第 4 条、第 5 条及び第 8 条に規定する事業をいう。)
- (12)みなし指定介護予防サービス事業(法第 115 条の 11 に規定する事業をいう。)
- (13)法第 115 条の 45 の 5 に規定する介護予防・生活支援サービス事業

(監査対象の選定)

第 4 条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1)要確認情報

- ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
- イ 市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ウ 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- エ 連合会からの通報情報
- オ 介護保険給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- カ 法第 115 条の 35 第 4 項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2)運営指導において確認した情報

法第 23 条による指導において、事業者等について確認した(その疑いがある場合を含む。)指定基準違反等及び人格尊重義務違反

(監査の実施機関等)

第 5 条 監査は、市長が所掌し、福祉監査課の職員並びに市長が必要と認める職員が行う。

(監査の方法)

第 6 条 監査は、介護保険施設等に対し、立入検査等により、これを行う。

(立入検査の手続)

第 7 条 市長は、監査対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。

なお、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合又は運営指導を実施中に監査に移行した場合は、文書又は口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 監査対象介護保険施設等の出席者(役職名等で可)
- ⑤ 必要な書類等

⑥ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

- 2 市長は、監査の結果、次条の行政上の措置には該当しないものの、改善を要する事項があると認められる場合には、文書で通知して改善を求め、改善結果の報告を文書により提出するよう指示するものとする。
- 3 市長は、前項の改善報告について必要があると認める場合には、文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

(監査後の行政上の措置)

第 8 条 市長は、監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第 5 章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」及び「許可の取消し等」の規定又は法第 6 章に掲げる「勧告、命令等」及び「指定の取消し等」の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

市長は、法第 76 条の 2 第 1 項、第 78 条の 9 第 1 項、第 83 条の 2 第 1 項、第 91 条の 2 第 1 項、第 103 条第 1 項、第 115 条の 8 第 1 項、第 115 条の 18 第 1 項、第 115 条の 28 第 1 項、第 115 条の 34 第 1 項及び第 115 条の 45 の 8 第 1 項に規定する指定基準違反等(介護報酬の請求に関することを除く。)の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(2) 命令

市長は、法第 76 条の 2 第 3 項、第 78 条の 9 第 3 項、第 83 条の 2 第 3 項、第 91 条の 2 第 3 項、第 103 条第 3 項、第 115 条の 8 第 3 項、第 115 条の 18 第 3 項、第 115 条の 28 第 3 項、第 115 条の 34 第 3 項及び第 115 条の 45 の 8 第 3 項に規定する正当な理由がなく前項の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令をした場合には、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消等

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第 77 条第 1 項、第 78 条の 10、第 84 条第 1 項、第 92 条第 1 項、第 104 条第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項、第 115 条の 19、第 115 条の 29 及び第 115 条の 45 の 9 第 1 項のいずれかに該当する場合、又は第 115 条の 35 第 4 項の規定に該当する場合においては、文書により当該介護保険施設等に係る指定、許可を取り消し、又は期間を定めてその指定、許可の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定の取消等」という。)をすることができる。

なお、指定の取消等を行った場合には、その旨を公示しなければならない。

- 2 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平

成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

第 9 条 市長が取消処分等(命令を除く。)を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該不正利得の徴収を行う。

2 前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

第10条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し第8条で規定する行政上の措置を行う場合には、事前に都道府県知事に情報提供を行う。

2 市は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。